

第1章 はじめに

1-1 これまでの経緯

立川市では、平成27年度を初年度とする第4次長期総合計画(基本構想・基本計画)の策定に先立ち、新たな時代における都市活動とそれを支える交通のビジョンとして、「立川市交通マスタープラン」を平成25年3月に策定し、本市の都市計画マスタープランの基本理念である「人と環境にやさしいまちづくり」を踏まえ、都市活動を支える交通施策の展開をすすめています。

一方、平成20年度に策定した総合都市交通戦略では、立川駅西側の新自由通路の整備や市街地再開発事業、西武立川駅の駅舎改良や駅南側の開発事業、武蔵砂川駅の駅舎改良(バリアフリー化)などを実施すべき施策として位置づけ、これらの事業の多くは整備中又は完了している状況です。

1-2 総合都市交通戦略改定の目的

交通マスタープランに示される都市活動とそれを支える交通のビジョンの実現に向けて、将来像を明確にし、新たに取り組む施策の実施計画を定めることを目的として、総合都市交通戦略の改定を行うものです。

総合都市交通戦略では、交通マスタープランの計画期間である概ね20年間について、短期(概ね5年まで)・中期(概ね10年まで)・長期(概ね10年超)に区分し、短期・中期に実施すべき施策を位置づけます。

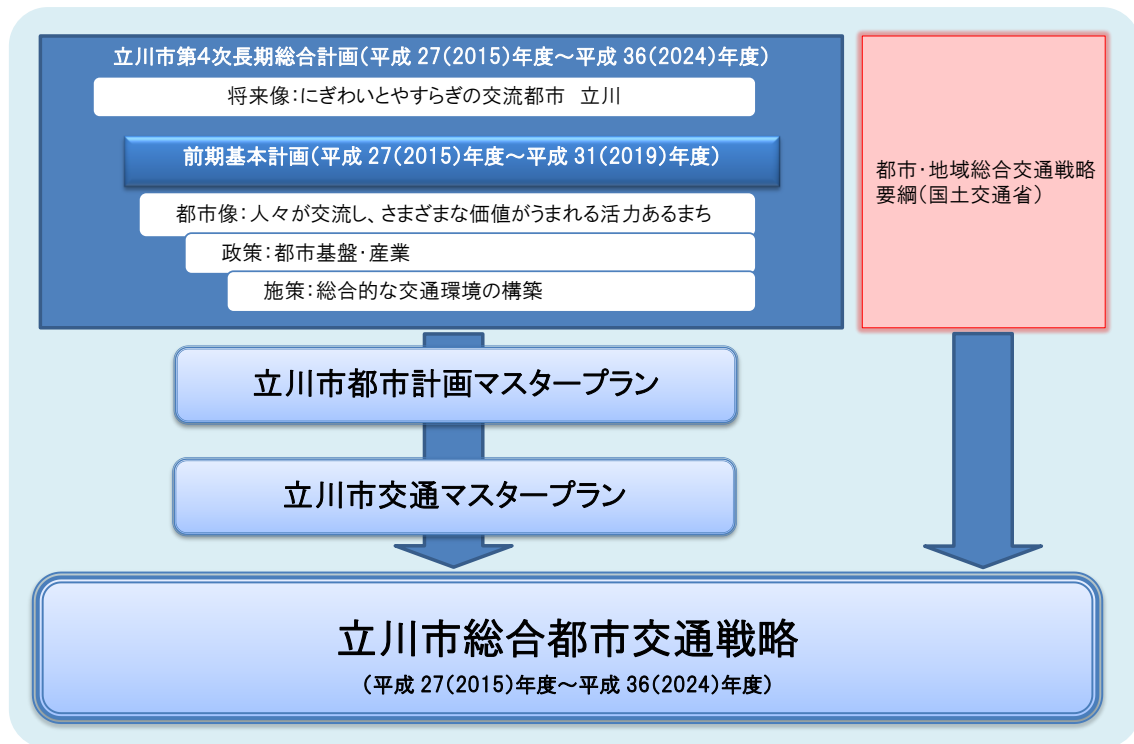
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36		
基本構想 (長期総合計画)	第3次長期総合計画(H12~26)								第4次長期総合計画(H27~36)											
基本計画	第2次基本計画 (H17~21)		第3次基本計画(H22~26)				前期基本計画(H27~31)				後期基本計画(H32~36)									
交通MP									交通MP(H25~概ね20年後)											
交通戦略									交通戦略(H21~H30)				交通戦略改定 目標・方針(H27~H36) 実施計画(短期H27~31、中期H32~36)							

1-3 総合都市交通戦略改定の位置づけ

立川市における総合都市交通戦略は、第4次長期総合計画、都市計画マスタープラン、交通マスタープランを上位計画とします。

総合都市交通戦略は、第3次都市計画道路優先整備計画や生活道路拡幅計画、自転車総合計画、駐車場整備計画、コミュニティバス路線再編計画など各個別計画に位置づけられた施策を抽出し、第4次長期総合計画・前期基本計画の施策(総合的な交通環境の構築)の戦略的な展開を担う計画となります。

また各個別計画に対しても、総合都市交通戦略策定の中の検討結果を踏まえてフィードバックを行うことで、各分野で実施される施策が交通体系全体からみて最大限に効果を発揮することを目指します。



1-4 総合都市交通戦略改定における協議会の構成

総合都市交通戦略の改定にあたっては、交通体系の全体像を考慮し、かつ具体的な事業を含んだ議論を実施するため、立川市の関連部署に加え、学識経験者、交通事業者(鉄道、バス、タクシー)、交通管理者、国土交通省、東京都、商業関連団体など、幅広い関係者から構成される立川市総合都市交通戦略協議会を設置し、戦略策定に向けた議論を行うこととしました。この協議会で検討した意見を踏まえ、立川市が総合都市交通戦略を策定します。

所 属	備 考
横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院長	学識経験者
東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻	〃
国土交通省関東地方整備局建政部都市整備課	行 政
国土交通省関東運輸局企画観光部交通企画課	〃
国土交通省国営昭和記念公園事務所調査・品質確保課	〃
東京都北多摩北部建設事務所工事第一課	〃
警視庁立川警察署交通課	〃
東日本旅客鉄道株式会社八王子支社総務部企画室	交通事業者(鉄道等)
西武鉄道株式会社計画管理部鉄道計画課	〃
多摩都市モノレール株式会社総務部事業課	〃
立川バス株式会社運輸部計画課	交通事業者(バス)
西武バス株式会社運輸計画部計画課	〃
京王電鉄バス株式会社運輸営業部乗合バス事業担当	〃
一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会	交通事業者(タクシー)
立川商工会議所	各種団体
社会福祉法人立川市社会福祉協議会	〃
立川市自治会連合会	〃
立川市商店街振興組合連合会	〃
委 員 数	18 名
